

## 個人事業の創業時に必要な届出書類について

創業時の必要な届出書類は、その種類によって提出先が変わってきます。  
注意してください。

対象	届出の名称	提出先	提出期限
個人事業主	個人事業の開業等届出書	最寄の税務署 (富田林税務署)	開業日から1ヵ月以内
	個人事業の開始等申告書	都道府県税事務所 (南河内府税事務所)	開業後にできるだけ早く申請します。
	所得税の棚卸資産の 評価方法の届出書	最寄の税務署 (富田林税務署)	確定申告書の提出期限 まで
	所得税の減価償却資産の 償却方法の届出書		
	給与支払事務所等の 開設届出書		事務所等を開設した日 から1ヵ月以内
	源泉所得税の納期の特例 の承認に関する申請書 兼納期の特例適用者に係 る納期限の特例に関する 届出書		随時 (常時雇用する人数が 10人未満の事業者に 限る)
青色申告を希 望する場合	所得税の青色申告承認申 請書		1月16日以降に開業 した場合、開業日から 2ヵ月以内
青色専従者給 与を払う場合	青色事業従事者給与に関 する届出書	(1月1日から1月1 5日までに開業した場 合は3月15日まで)	